

## 第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成23年3月4日提出

### 1. 件数 37件

【内訳】 議案 36件（条例関係 4件、予算関係 28件、その他 4件）  
報告 1件（専決処分 2件）

### 2. 議案の要旨

#### 《条例関係》

#### 議案第4号 南相馬市部設置条例の一部を改正する条例制定について

##### 【趣旨】

組織機構改革を平成23年4月1日付けで実施するため、必要な改正を行うもの。

##### 【主な内容】

#### 1 部の名称の変更（第2条）

「総務企画部」を「総務部」に改める。

#### 2 所掌事務の移管（第3条・第4条・第9条）

(1) 現行の総務企画部の所掌事務のうち、次の事務を市長公室に移管する。

- ① 市政の総合企画及び調整に関すること。
- ② 総合計画に関すること。
- ③ 行政経営に関すること。

(2) 下水道課の所掌事務のうち、「都市下水路に関すること。」を「特別都市下水路に関すること。」に改める。

※「都市下水路に関する事務」は、小高区建設課に移管

#### 3 施行日

平成23年4月1日

#### ◆都市下水路

主として市街地における浸水を防除するために、市町村が設置・管理する下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、下水処理場を有しない施設をいう。

※小高区役所前の道路に布設してある。

#### ◆特別都市下水路

中小工場等が多数存在している地域において、公共用水域における水質汚濁の防止を図るという観点から、工場で処理した排水を集めて放流する施設をいう。

※現在、丸三製紙(株)の排水を処理している。

**議案第5号 南相馬市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について****【趣旨】**

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている使用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 土地を次の用途に使用する場合の使用料の改正**

- (1) 水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を布設するために使用する場合

改正後		改正前	
外径	年間使用料	外径	年間使用料
0.07m未満	24円/m	0.1m未満	48円/m
0.07m以上0.1m未満	34円/m		
0.1m以上0.15m未満	51円/m	0.1m以上0.15m未満	72円/m
0.15m以上0.2m未満	67円/m	0.15m以上0.2m未満	95円/m
0.2m以上0.3m未満	100円/m	0.2m以上0.4m未満	190円/m
0.3m以上0.4m未満	130円/m		
0.4m以上0.7m未満	240円/m	0.4m以上1.0m未満	480円/m
0.7m以上1.0m未満	340円/m		
1.0m以上	670円/m	1.0m以上	950円/m

- (2) 掲示板、広告板等を設置するために使用する場合

改正後		改正前	
年間使用料	表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 2,000円	年間使用料	表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 4,400円

**2 施行日**

平成23年4月1日

**議案第6号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について****【趣旨】**

出産育児一時金の支給額を特例措置期間の額と同額に引き上げるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 出産育児一時金の支給額の改正（第8条）**

これまでは、附則において特例措置として規定していたが、当該附則の項を削

り、本則で規定している支給額を改正する。

改正後	改正前	附則の規定
39万円	35万円	(出産育児一時金に関する特例措置) 5 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

## 2 施行日

平成23年4月1日

### 議案第7号 南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

#### 【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じた占用料に改めるため、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 占用料の改正

(1) 道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物

占 用 物 件	年間使用料	
	改正後	改正前
第1種電柱	630円/本	1,000円/本
第2種電柱	970円/本	1,600円/本
第3種電柱	1,300円/本	2,200円/本
第1種電話柱	560円/本	930円/本
第2種電話柱	900円/本	1,500円/本
第3種電話柱	1,200円/本	2,100円/本
その他の柱類	56円/本	72円/本
共架電線その他上空に設ける線類	6円/m	10円/m
地下に設ける電線その他の線類	3円/m	5円/m
路上に設ける変圧器	550円/個	700円/個
地下に設ける変圧器	340円/m <sup>2</sup>	480円/m <sup>2</sup>
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1,100円/個	1,400円/個
郵便差出箱	470円/個	600円/個
広告塔	2,000円/m <sup>2</sup>	4,400円/m <sup>2</sup>
その他のもの	1,100円/m <sup>2</sup>	1,400円/m <sup>2</sup>

## (2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

改正後		改正前	
外径	年間使用料	外径	年間使用料
0.07m未満	24円/m	0.1m未満	48円/m
0.07m以上0.1m未満	34円/m		
0.1m以上0.15m未満	51円/m	0.1m以上0.15m未満	72円/m
0.15m以上0.2m未満	67円/m	0.15m以上0.2m未満	95円/m
0.2m以上0.3m未満	100円/m	0.2m以上0.4m未満	190円/m
0.3m以上0.4m未満	130円/m		
0.4m以上0.7m未満	240円/m	0.4m以上1.0m未満	480円/m
0.7m以上1.0m未満	340円/m		
1.0m以上	670円/m	1.0m以上	950円/m

## (3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設

年間使用料	
改正後	改正前
1,100 円/m <sup>2</sup>	1,400 円/m <sup>2</sup>

## (4) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

占用物件		年間使用料 (m <sup>2</sup> )	
		改正後	改正前
地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路		1,000 円	2,900 円
地下に設ける通路		600 円	1,500 円
その他のもの		1,100 円	1,400 円

※A：近傍類似の土地の時価（以下同じ）

## (5) 法第32条第1項第6号に掲げる施設

占用物件	使用料 (m <sup>2</sup> )	
	改正後	改正前
祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの	20 円/日	44 円/日
その他のもの	200 円/月	440 円/月

(6) 道路法施行令（以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件

占 用 物 件		使用料	
		改正後	改正前
看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に設けるも の	月 200 円/m <sup>2</sup>	月 440 円/m <sup>2</sup>
	その他のもの	年 2,000 円/m <sup>2</sup>	年 4,400 円/m <sup>2</sup>
標識		年 900 円/本	年 1,100 円/本
旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	日 20 円/本	日 44 円/円
	その他のもの	月 200 円/本	月 440 円/本
幕（政令第7条 第2号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	日 20 円/m <sup>2</sup>	日 44 円/m <sup>2</sup>
	その他のもの	月 200 円/m <sup>2</sup>	月 440 円/m <sup>2</sup>
アーチ	車道を横断するも の	月 2,000 円/基	月 4,400 円/基
	その他のもの	月 1,000 円/基	月 2,200 円/基

(7) 政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料

使用料	
改正後	改正前
月 200 円/m <sup>2</sup>	月 440 円/m <sup>2</sup>

(8) 政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設

使用料	
改正後	改正前
月 110 円/m <sup>2</sup>	月 140 円/m <sup>2</sup>

- (9) 政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場

改正後		改正前		
占用物件	年間使用料 (㎡)	占用物件		年間使用料 (㎡)
構築物	Aに 0.014 を乗じて得た額	構築物	階数が1のもの	Aに 0.006 を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに 0.009 を乗じて得た額
			階数が3のもの	Aに 0.011 を乗じて得た額
			階数が4以上のもの	Aに 0.013 を乗じて得た額
その他のもの	Aに 0.01 を乗じて得た額	その他のもの		Aに 0.006 を乗じて得た額

- (10) 政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物 (新設)

占用物件	年間使用料 (㎡)
上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに 0.014 を乗じて得た額
その他のもの	Aに 0.025 を乗じて得た額

- (11) 政令第7条第9号に掲げる器具

年間使用料 (㎡)	
改正後	改正前
Aに 0.025 を乗じて得た額	Aに 0.018 を乗じて得た額

## 2 施行日

平成23年4月1日

### 《予算関係》

#### 《補正予算》

議案第8号 平成22年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第9号 平成22年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成22年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

- 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について
- 《当初予算》
- 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度南相馬市太田財産区特別会計予算について

議案第 3 1 号 平成 2 3 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 3 2 号 平成 2 3 年度南相馬市水道事業会計予算について

議案第 3 3 号 平成 2 3 年度南相馬市病院事業会計予算について

議案第 3 4 号 平成 2 3 年度南相馬市工業用水道事業会計予算について

議案第 3 5 号 平成 2 3 年度南相馬市下水道事業会計予算について

**議案第 3 6 号 財産の無償譲渡について**

**【趣旨】**

市有地を集会施設等の用地として無償譲渡するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

**1 無償譲渡する土地の表示**

所在地	地目	地積	評価額
南相馬市鹿島区鹿島字岩妻 1 2 番	雑種地	633 m <sup>2</sup>	6,106,551 円
同 所 1 4 番	雑種地	178 m <sup>2</sup>	1,717,166 円
同 所 1 5 番	雑種地	356 m <sup>2</sup>	3,434,332 円
計	3 筆	1,167 m <sup>2</sup>	11,258,049 円

**2 無償譲渡の相手方**

南相馬市鹿島区鹿島字館ノ内 4 2 番地  
台田中行政区  
会長 今村 秀紀

**3 無償譲渡の目的**

当行政区が集会施設及び集会施設関連用地として利用するため。

**4 無償譲渡の理由**

当該土地は、平成 1 4 年当時、台田中行政区の地縁団体が設立されていなかったために、当行政区が旧鹿島町に寄附したものであり、今般、当行政区の集会施設の建設にあたり、地縁団体を設立したことにより無償譲渡の申し出があったため。



## 議案第37号 財産の取得について

### 【趣旨】

南相馬市テニスコート増設事業の用地として土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

### 【主な内容】

#### 1 取得する土地の表示

所在地	地目	地積
南相馬市原町区下高平字堂場 85番1	雑種地	975.00 m <sup>2</sup>
同 所 128番	雑種地	363.00 m <sup>2</sup>
同 所 133番2	原野	920.00 m <sup>2</sup>
同 所 133番3	雑種地	38.70 m <sup>2</sup>
同 所 133番4	原野	223.00 m <sup>2</sup>
同 所 133番5	雑種地	18.00 m <sup>2</sup>
同 所 179番3	雑種地	82.82 m <sup>2</sup>
同 所 179番5	雑種地	298.48 m <sup>2</sup>
同 所 185番2	雑種地	56.71 m <sup>2</sup>
同 所 192番4	雑種地	2,740.89 m <sup>2</sup>
同 所 192番5	雑種地	1,001.00 m <sup>2</sup>
同 所 192番6	雑種地	1,367.00 m <sup>2</sup>
同 所 192番8	雑種地	154.38 m <sup>2</sup>
同 所 192番9	雑種地	1,300.00 m <sup>2</sup>
同 所 192番10	雑種地	1,903.00 m <sup>2</sup>
同 所 192番13	雑種地	2,672.97 m <sup>2</sup>
同 所 198番2	雑種地	84.18 m <sup>2</sup>
南相馬市原町区高見町一丁目76番1	原野	940.00 m <sup>2</sup>
南相馬市原町区上渋佐字東畑1番	原野	596.53 m <sup>2</sup>
計	19筆	15,735.66 m <sup>2</sup>

#### 2 取得予定価格

67,716,047円

#### 3 取得の相手方

## 議案第38号 財産の処分について

### 【趣旨】

市有地を東ヶ丘公園整備用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 処分する土地の表示

所在地	地目	地積
南相馬市原町区橋本町三丁目67番1	山林	8,633.35 m <sup>2</sup>

#### 2 処分価格

24,173,380円

#### 3 処分の相手方

南相馬市錦町一丁目30番地

福島県

福島県相双建設事務所長 安孫子 辰雄

## 議案第39号 市道路線の認定、変更及び廃止について

### 【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線の認定・廃止及び変更について、議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### (1) 小高区

内容	路線名	総延長	幅員
認定路線	台ノ前線	134.1m	3.9m～6.7m
変更路線	井田川北新田線	217.0m	2.4m
	浦尻原線	447.6m	5.0m～12.0m
	浦尻・浪江線	1,039.4m	7.0m～9.2m
	南新田線	216.3m	6.0m～8.1m
	棚塩・浦尻線	1,828.7m	3.5m～10.2m
	井田川南新田1号線	193.4m	5.0m～6.5m

※①変更路線の総延長・幅員は、変更後の総延長・幅員（以下同じ）

②「浦尻原線」は、「前原・棚塩線」から名称変更

③「棚塩・浦尻線」は、「幾世橋小高線」から名称変更

## (2) 鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	中 4 2 9 号線	50.0m	6.0m～10.0m
	中 4 3 0 号線	38.0m	6.0m～9.0m
	西 1 3 8 号線	420.0m	11.0m～24.0m
変更路線	東 3 5 1 号線	512.1m	8.0m～21.4m
	中 3 6 9 号線	530.4m	5.6m～11.0m
廃止路線	東 9 1 号線	130.2m	3.2m～3.5m
	東 9 2 号線	143.5m	3.5m

## (3) 原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
変更路線	上太田町川原線	560.0m	4.0m～8.0m

## (4) 常磐自動車道関連

## ①小高区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	四ツ栗 2 号線	174.2m	8.8m～11.3m
	四ツ栗 3 号線	162.0m	6.4m～7.6m
	犬塚線	250.4m	5.5m～14.5m
	大富・羽倉 2 号線	764.4m	9.4m～12.0m
	羽倉荻原線	448.6m	5.6m～8.6m
変更路線	赤坂・摩辰線	223.6m	4.2m～12.2m
	金谷・大富 3 号線	1,012.5m	4.0m～14.4m
	犬塚・南迫線	1,001.8m	3.5m～4.0m
	羽倉南沢線	847.7m	2.0m～5.1m
	熊平・向田線	369.7m	3.1m～5.5m
	飯崎横大道線	104.4m	2.0m～7.2m
	角間沢・横大道線	84.2m	1.5m～3.2m
	舘越・西原線	518.0m	1.5m～8.0m
	金谷法田線	872.5m	1.8m～8.0m
	大田和広畑線	714.6m	1.6m～9.2m
	大田和竹花線	205.8m	1.8m～7.2m
	羽倉君ヶ沢 2 号線	300.9m	1.5m～5.5m
	横大道 3 号線	370.0m	6.7m～14.7m

②鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	西 1 3 7 号線	296.0m	5.5m～12.5m
変更路線	西 1 0 3 号線	396.2m	1.8m～6.5m
	西 1 3 0 号線	372.6m	2.0m～5.5m
	西 1 1 1 号線	748.4m	2.0m～8.3m
	西 1 3 3 号線	175.8m	2.2m～6.0m
	西 1 3 5 号線	848.0m	1.8m～10.5m

③原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	馬場 1 4 号線	384.0m	6.0m～10.5m
	馬場 1 5 号線	350.0m	6.5m～16.0m
	馬場 1 6 号線	180.0m	7.0m～15.0m
	馬場 1 7 号線	244.0m	7.3m～10.5m
	欠下線	152.0m	10.0m～16.0m
	馬場押釜線	1,100.0m	5.2m～20.4m
	馬場 1 8 号線	270.0m	5.0m～10.0m
	押釜 6 号線	437.0m	6.2m～15.0m
	信田沢 5 号線	694.0m	6.0m～20.0m
	庚塚 2 号線	361.0m	6.5m～20.0m
	変更路線	馬場 4 号線	789.8m
欠下中内線		1,942.6m	4.5m～15.0m
庚塚線		141.2m	2.5m～8.9m
信田沢 3 号線		285.6m	5.5m～15.0m
押釜 3 号線		364.1m	4.1m～15.0m
馬場 8 号線		253.0m	4.8m～6.0m
馬場 9 号線		889.6m	5.4m～6.0m
馬場 1 1 号線		271.8m	4.0m～5.5m
押釜 5 号線		576.2m	1.8m～8.3m

**報告第 2 号 専決処分の報告について**

**【趣旨】**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりの事案を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**【専決第2号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について】**

**1 専決処分の日**

平成23年2月14日

**2 専決の内容**

地方自治法第286条第1項の規定により、福島県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し異議がない旨、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した。

**【専決第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について】**

**1 専決処分の日**

平成23年2月21日

**2 専決の内容**

地方自治法第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって福島地方広域行政事務組合を福島県市町村総合事務組合から脱退させ、当該脱退に伴う同組合規約の変更の協議に関し異議がない旨、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した。